

一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、今以上に子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時における育児休業の取得促進と復帰のサポートを充実する。

<対策>

- 平成27年4月～ 育児休業中の社員に対する情報提供と復帰支援
担当管理職が定期的に面談を行い、会社の情報を提供するとともに、復帰時の労働時間や業務内容の協議を行った上で現場に復帰するように進めます。
- 平成27年9月～ 制度内容等について社内グループウェアなどを利用した社員への周知
24年6月改定の社内規定「育児・介護休業等に関する規定」に沿って説明を行い、育児休業や育児に伴う短時間勤務の制度を広く周知し取得しやすい雰囲気作りを行います。
- 平成27年12月～ 育児相談窓口の設置検討
子育て中の社員（男女を問わず）や出産前の女性社員（未婚・既婚を問わず）を対象とした、当社保育園の保育士による子育て相談窓口を検討します。
- 平成28年4月～ 育児相談窓口の運用
試運用から開始し、随時 課題の整理をした上で改善しながらの運用を推進します。

目標2：有給休暇取得促進のため、プロジェクト終了後にリフレッシュのための休暇取得を促進する。

<対策>

- 平成27年 4月～ 幹部社員の認識合わせと指標の設定
- 平成27年10月～ 全社に周知
- 以降、1年毎に実績と指標の対比を行い、運用の見直します。